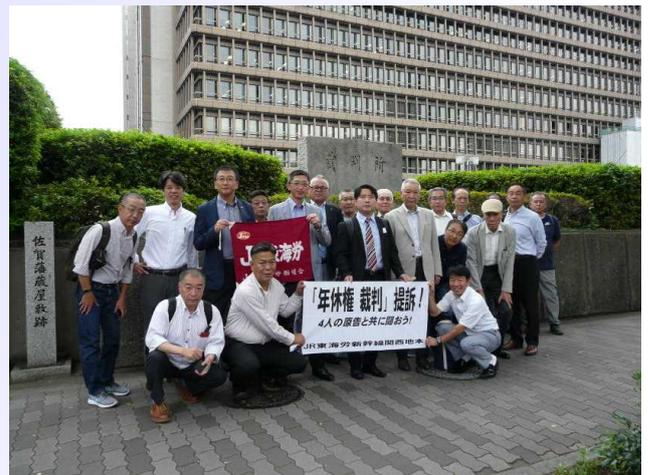


## 年休権の違法な扱いを許さないぞ！ 関西で4名が提訴！

新幹線関西地本・大阪運輸所分会の今田昌二さん、山本圭一さん、浦谷幸二さん、大阪車両所分会の柳楽関さんは9月20日、会社から年休権の違法な扱いを受けたとして、損害賠償を求め大阪地裁に本人訴訟で提訴しました。

大阪運輸所分会の3名は、年休申請をした日が休日出勤指定日にされたため、追加年休や組休を申請しました。すると、今田さんは一方的に勤務が指定され、山本さんは特休・公休に指定され、浦谷さんは年休に指定された上、別の日の休日を勝手に変更されました。会社は、以上の3つのパターンの勤務



認証を行ってきました。柳楽さんは、団体交渉出席のために年休申請を行い、管理者から「年休は出ます」と言われたにもかかわらず、前日になって年休発給を拒否されました。これらの扱いは、労働基準法39条に違反するとして4名は、提訴に至りました。



提訴後に行った記者会見には、多くの報道陣が集まりました。その後、多くの組合員や他地本の仲間が結集する中、「年休権共同本人訴訟」決起集会を開催しました。原告からは「この闘いを通じて、会社の違法性を暴露し、一方的休日出勤の撲滅と年休完全消化を勝ち取る」と決意表明がされました。